

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社及びグループ各社は株主重視を経営の基本理念とし、株主の皆様から経営を付託された経営陣の強い使命感、高い企業倫理観に基づくコンプライアンス経営を実現するため、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の視線に立って企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社は監査役会設置会社であります。コーポレート・ガバナンスの仕組みとして指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社制度が導入されておりますが、当社では経営監視と業務執行は実質上区分されておりますので、従来通り監査役制度を引き続き採用しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社の属するエレクトロニクス産業業界は完成品メーカーから部品メーカーまで裾野が広く、他社との開発・調達・生産・物流・販売において直接的あるいは間接的な連携を強化する必要があります。このため、当社は、事業戦略、アライアンス戦略等を総合的に勘案し、企業価値を向上させるための長期的な視点から政策保有株式を保有しております。

政策保有株式については定期的に取締役会でそのリスク/リターンを検証しております。

政策保有株式の議決権行使に関しては、当該企業の中長期的な企業価値向上に資するかどうかにより議案ごとの賛否を判断いたします。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、役員及び役員が実質的に支配する法人との取引、協業取引及び他の会社の役員等兼務の利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1)a 経営理念

経営理念であるミッション・ビジョン・ガイドラインを当社ホームページに開示しております。

(ミッション・ビジョン・ガイドライン: <http://www.tamura-ss.co.jp/jp/corporate/idea/index.html>)

##### (1)b 経営戦略、経営計画

中期経営計画を当社ホームページにて開示しています。

(中期経営計画: <http://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/report/sonota.html>)

##### (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

前掲「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

##### (3)取締役の報酬決定の方針と手続

後掲「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照ください。

##### (4)取締役・監査役候補の指名の方針と手続

後掲「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照ください。

##### (5)取締役・監査役候補の個々の選任・指名の説明

取締役・監査役候補者の各々の略歴については株主総会招集通知に記載しております。社外取締役及び社外監査役の選任理由については、それぞれ後掲「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載のとおりです。なお、今後株主総会において候補者を提案する際は、候補者全員の個々の選任理由について株主総会招集ご通知の参考書類において開示いたします。

#### 【補充原則4-1-1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての常務会、経営会議、各事業分野毎の最高執行責任者・会議体・執行役員を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っています。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。

経営会議は、各事業分野の最高執行責任者が議長となり、事業部門長及び取締役会が指名した執行役員、経営幹部で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や事業計画に基づく施策の対策を協議しています。経営会議の結果は、各取締役・監査役に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対応できる仕組みとしています。

事業分野毎の会議体は、最高執行責任者又は執行役員が議長となり、事業分野内の執行役員及び部門長等で構成され、事業分野内での経営課題や業務執行に関して協議を行っています。

執行役員は、各事業分野内に置かれる統括部門の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、統括部門における業務遂行の実施責任を負っています。

(当社のコーポレートガバナンス体制: <http://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/governance.html>)

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独自の「社外役員の独立性基準」を定め、当社ホームページに開示しています。

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たす候補者を選定しています。

(社外役員の独立性基準: <http://www.tamura-ss.co.jp/finance/governance.html>)

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

社外取締役及び社外監査役は、当社の社外役員の選任基準である「社外役員の独立性基準」に基づき選任を行っています。また、社外取締役は、企業経営経験、行政監督経験、弁護士等の多様な専門性を、社外監査役は弁護士、公認会計士の高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しています。

詳細は後掲「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

社外取締役2名のうち2名ともに、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。

社外監査役2名中1名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外監査役を兼任しております。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価】

当社取締役会は、取締役会の実効性の向上を図ることを目的として、平成29年5月29日開催の取締役会において、すべての取締役・監査役を対象に無記名式アンケートを実施し、社外第三者(弁護士)においてアンケート結果の集計・分析を行い、同年6月22日開催の取締役会において、改善策等について議論を行いました。

平成29年の取締役会実効性評価の結果の概要は以下のとおりです。

・アンケートには、前年に引き続き、各取締役・監査役から、全体的に概ね肯定的な評価の回答がなされ、また、多くの意欲的な意見が出されました。その結果、当社取締役会が、適切に議事運営を行っていること、コンプライアンス体制・内部統制・リスク管理体制等の整備・監督について実効的に機能していること、社外取締役・社外監査役が当社取締役会における議論に貢献しており、有効に機能していること等を確認いたしました。また、前年の分析・評価結果を踏まえて、取締役・監査役に対する情報提供の方法や取締役会の運営方法等につき工夫・改善等をした点について、その成果が着実に上がっていることを確認いたしました。

・今後、取締役会において更に充実した議論を行うべく、前年からの工夫・改善等を一層推進すると共に、経営陣に対する委任の範囲や取締役付議事項の適切な設定、経営陣幹部の育成計画、取締役会の多様性確保等について、継続的に、検討し、工夫・改善等に取り組むことにいたしました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役、監査役は、それぞれの役割・責務を果たすために必要と思われる知識の習得・確認、更新等の研鑽に努めております。新任取締役、新任監査役は、就任時に社内研修を受けております。社外取締役、社外監査役に対しては、就任時及び継続的に、取締役会以外にも必要であれば主要事業所往査を含み、当社の事業の状況、経営課題等に関して情報を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話(面談)申込みに対しては、IR担当部門を設置し対応を行っております。更に、株主との対話を促進するために、半期に1回、決算発表日後、数日以内にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、その資料は当社ホームページに掲載しております。

(決算説明会資料: <http://www.tamura-ss.co.jp/finance/report/brief.html>)

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GOVERNMENT OF NORWAY	3,960,000	4.78
タムラ協力企業持株会	3,430,656	4.14
株式会社三井住友銀行	3,200,466	3.86
株式会社みずほ銀行	2,799,861	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,733,000	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,705,000	3.26
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUND S/UCITS ASSETS	1,930,000	2.33
株式会社りそな銀行	1,911,373	2.30
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,504,948	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,417,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

【大株主の状況】は、平成29年3月31日現在の状況であります。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社を有していません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
蓑宮 武夫	他の会社の出身者								△			
石川 重明	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蓑宮 武夫	○	独立役員、当社の顧客会社出身。 2006年6月までソニー(株)の執行役員上席常務、かつソニーイーエムシーエス(株)の副社長でありました。 当社と同社の間には営業取引関係がありますが、その取引の規模、性質に照らして特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。	電機業界における長年にわたる豊富な経験と見識を有するため選任しております。 蓑宮武夫氏が当社社外取締役に2007年6月に就任した経緯は、当該取引先からの紹介あるいは斡旋等を受けたものではなく、取引先出身であることを配慮したものでなく、過去においても当社が当該取引先から役員を受け入れた事実もありません。同氏はソニー(株)の執行役員上席常務、ソニーイーエムシーエス(株)の副社長を退任後、1年を経過した後に当社の社外取締役に就任しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者と判断しております。 また、同氏は社外取締役に就任して以来、取締役会又はその他の重要会議において幅広い経験・知識に基づき客観的な視点により対応しており、当該取引先の意向を踏まえた対応を行ったことはありません。

石川 重明	○	該当事項はありません。	行政機関等での経験に基づく専門知識と見識及び、弁護士として法務の専門的な知見を有するため選任しております。 独立性判断基準の各項目に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者と判断しております。
-------	---	-------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

役員・経営幹部の指名・報酬を検討し諮問する委員会であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査については、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、全監査役が常時取締役会に出席し意見を述べるほか、代表取締役との定期的な会合を四半期毎に行い、更に経営会議には常勤監査役が常時出席し、また、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、当社及びグループ各社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。また、会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、相互連携した監査を行っております。

会計監査については、平成19年6月28日開催の株主総会において、新日本監査法人を会計監査人に選任いたしております。なお、平成20年7月1日をもって、新日本監査法人は有限責任化し、新日本有限責任監査法人となりました。

内部監査については、内部監査室が年度監査計画に基づき、当社及びグループ各社の国内・海外の拠点を監査しております。必要に応じ監査役が同行し、相互連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
守屋 宏一	弁護士													
戸田 厚司	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
守屋 宏一	○	該当事項はありません。	専門的見地(法務)より監査を行うため選任しております。 独立性判断基準の各項目に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者と判断しております。
戸田 厚司	○	該当事項はありません。	専門的見地(財務・会計・税務)より監査を行うため選任しております。 独立性判断基準の各項目に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者と判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

## その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

## 該当項目に関する補足説明

当社は平成17年4月より、取締役に対する報酬制度を大幅に見直し、業績連動型報酬制度並びにストックオプション制度(社外取締役を除く)を導入しております。これらの役員報酬改革により明解な役員業績評価制度を導入するとともに、役員報酬委員会(法律に基づく委員会ではありません)を設置いたしております。業績連動型報酬制度は、収益性向上と株主価値向上の評価視点より売上高・営業利益・当期純利益・ROA・ROE等を評価指標とし、業績に連動した報酬としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

## 該当項目に関する補足説明

当社は平成17年6月開催の株主総会終結の時をもって役員退職一時金制度を廃止することを決議いたし、重任の取締役7名及び任期中の監査役3名に対し退職慰労金を打ち切り支給し、その支給の時期は取締役又は監査役を退任した時といたしました。これに伴い、平成17年7月以降は取締役及び監査役に対する退職金相当額は株主総会で承認済みの報酬枠内にて月額報酬に組み入れ支給することとし、執行役員も同様の報酬体系といたしております。また、取締役及び執行役員(社外取締役、監査役は除く)についてはその一部を株価上昇メリットのみならず株価下落リスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、株価上昇及び企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的とし、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

## 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に取締役報酬を社内・社外別に総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方	
------------------	--

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員(執行役員を除く)が当社及び連結子会社から受ける報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針は次のとおりであります。

(1)取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第92期定時株主総会において年額230百万円以内(確定金銭報酬として年額210百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)、取締役(社外取締役を除く)に割り当てるストックオプションとしての新株予約権を付与する報酬の経済価値の対価として20百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

(2)監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第83期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

(3)当社では、取締役の報酬は取締役報酬規程により、監査役の報酬は監査役報酬規程により定めております。

当規程に則り、公正・透明性の確保のため、取締役の報酬・賞与は社外取締役を委員に含む指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会で決定しております。

監査役の報酬・賞与は社外監査役を含む監査役会にて決定しております。

(4)取締役報酬規程により、取締役の月額報酬は基本報酬と付加報酬から成り、付加報酬はさらに固定報酬と株式報酬型ストックオプションに区分し、また取締役賞与の業績連動に伴う加算減算の比率を規定しております。

取締役(社外取締役を除く)についてはその一部を株価上昇メリットのみならず株価下落リスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、株価上昇及び企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的とし、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

(5)監査役報酬規程により、監査役の月額報酬は基本報酬と付加報酬(固定報酬のみで株式報酬型ストックオプションはなし)から成り、監査役賞与と共に監査役会にて決定しております。

(6)当社は平成17年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第82期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役による社外役員意見交換会を随時おこなっており、情報共有・連携を取る仕組みを作っております。

社外取締役又は社外監査役を補佐する専門担当セクション又は専従スタッフは置いておりませんが、各担当セクションが補佐又は情報伝達の体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<現状の体制の概要>

当社における業務執行、監査・監督、報酬決定等の機能を実現するための会議・委員会等の概要は次のとおりであります。

取締役会 毎月1回定時取締役会を開催

必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたします。

監査役会 毎年3回定時開催

必要に応じて臨時監査役会を随時開催いたします。

常務会 常務執行役員以上で構成し、毎月2回開催し、経営判断のスピードアップを図っております。

経営会議 取締役、執行役員及び各部門責任者等による当社及びグループの業務執行・経営監視に関する会議で事業セグメントごとに年に8回程度開催いたします。

指名・報酬諮問委員会 代表取締役・社外取締役で構成される委員会、年に数回開催いたします。

グループ各社における会議の実施状況は次のとおりであります。

重要な国内子会社についてはほぼ毎月、海外子会社についても年2回から4回、当社の代表取締役を含む取締役、常勤監査役が出席した子会社役員会を開催しております。

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、全監査役が常時取締役会に出席し意見を述べるほか、代表取締役との定期的会合を四半期毎に行い、更に経営会議には常勤監査役が常時出席し、また、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、当社及びグループ各社の主要な事業において業務及び財産の状況を調査しております。

また、内部監査において必要に応じ監査役が同行し、相互連携しております。

当社における会計監査の状況は次のとおりであります。

当社は、平成19年6月28日開催の株主総会において、新日本監査法人を会計監査人に選任いたしております。なお、平成20年7月1日をもって、新日本監査法人は有限責任化し、新日本有限責任監査法人となりました。

当該監査業務を執行する公認会計士は、吉澤祥次氏(継続監査年数1年)及び飯畑史朗氏(継続監査年数7年)であります。

また、監査業務にかかる補助者は、新日本有限責任監査法人に勤務する常勤の公認会計士7名、その他システム専門家等5名程度により構成されています。

## ・取締役、監査役の報酬決定の方針と手続

取締役報酬は、業績連動型報酬制度並びにストックオプション制度(社外取締役を除く)を導入しております。これにより明快な役員業績評価制度を導入すると共に、指名・報酬諮問委員会を設置いたしております。業績連動型報酬制度は、収益性向上と株主価値向上の評価視点より売上高・営業利益・当期純利益・ROA・ROE等を評価指標とし、業績に連動した報酬としております。

取締役の報酬は取締役報酬規程により、監査役の報酬は監査役報酬規程により定めております。当規程に則り、公正・透明性の確保のため、取締役の報酬・賞与は社外取締役を委員に含む指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会で決定しております。監査役の報酬・賞与は社外監査役を含む監査役会にて決定しております。

## ・取締役、監査役候補の指名の方針と手続

[取締役候補者]

執行役員制度を導入し執行と監督を分離することで、取締役会が機能する適正な人数規模となるようにしております。

当社の事業内容、規模、経営環境等を考慮し、取締役会の機能の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する人材を、取締役会全体のバランス、多様性に配慮した上で取締役候補として選任しております。

また、2人以上の社外取締役を選任するものとし、幅広い多様な分野に人材を求め、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たす者を候補者とするよう努めております。

指名・報酬諮問委員会にて取締役指名基準に基づいて候補者を推薦し、取締役会において慎重に審議し、決定しております。

[監査役候補者]

当社の事業内容、規模、経営環境及び監査体制等を考慮し、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる資質を有し、また経営管理、事業運営に関する豊富な知識・経験を有する人材を、監査役候補として選任しております。

また、監査役半数以上は社外監査役を選任するものとし、幅広い多様な分野に人材を求め、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たす者を候補者とするよう努めております。

指名・報酬諮問委員会にて監査役指名基準に基づいて候補者を推薦し、取締役会による慎重な審議・決議を経て監査役会に提案し、同意を得て決定しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、【参考資料：模式図】にある通り、取締役会(8名)における業務執行が有効に機能するよう社外取締役(2名)を選任し、監査役会(3名、うち社外監査役2名)と連携し、全体として有効なコーポレート・ガバナンス体制を維持するべく、現状の体制を採用しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	<p>当社第94期定時株主総会は平成29年6月28日(水)に開催いたし、下記の決議事項はすべて承認可決されました。</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件            第2号議案 取締役8名選任の件            第3号議案 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件            第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の一部改定に関する件</p>

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、決算発表日後、数日以内にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>当社ホームページ(<a href="http://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/">http://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/</a>)において下記の投資家向け情報を掲載しております。</p> <p>決算短信(四半期情報含む)            有価証券報告書(四半期報告書含む)            株主通信(中間報告含む)            決算説明会資料            英文財務諸表            財務情報            株式情報            適時開示資料            コーポレート・ガバナンスに関する報告書            大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社経営管理本部経理統括部にてIR活動を推進しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社及びグループ各社は、「コーポレートスローガン」で定める「オンリーワンカンパニーの実現を目指す」に向けミッションとビジョンを明確にし、ガイドラインを指針としています。さらに具体的な行動を17項目の「タムラグループ行動規範」として制定し、ステークホルダーの立場の尊重を明確にしています。</p> <p>「コーポレートスローガン」及び「タムラグループ行動規範」については以下URLをご参照ください。  <a href="http://www.tamura-ss.co.jp/corporate/idea/index.html">http://www.tamura-ss.co.jp/corporate/idea/index.html</a></p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>(1) 環境保全、CSRの推進担当部門を設置しグループ全体で取り組んでいます。その結果は、毎年報告書および当社ホームページで公開しています。  <a href="http://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/index.html">http://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/index.html</a></p> <p>(2) 「調達ガイドライン」を制定し、取引先様へCSR調達の推進をお願いしております。「調達ガイドライン」については以下URLをご参照ください。  <a href="http://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/procurement/index.html">http://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/procurement/index.html</a></p>

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社においては、経営コントロールの強化を実現するための内部統制システムの目的を「経営の安定化及び効率化」・「適正な説明責任の実行」・「法規制と内部規程の遵守」とし、「リスクマネジメント」・「コンプライアンス」・「内部監査」をその実現手段として捉え、以下に述べる体制を構築しております。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1)「情報管理規程」に基づき、当社及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報を保存及び管理しております。保存媒体に応じて秘密保持に万全を期し、適時に閲覧等のアクセスが可能な検索性の高いシステムを確立しております。

(2)グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関し、当社及びグループ会社は、「子会社管理規程」「情報管理規程」を遵守し体制を確立しております。

2. 当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ会社における損失の危険の管理のために、「リスク管理規程」を制定し、当社に損失の危険を及ぼす諸事情が速やかに経営陣に伝達される体制として「アラームエスカレーションルール」の仕組みを構築し、当社及びグループ会社の全社員に周知徹底しております。

経営陣は当該諸事情に対して即対応しており、かつ重大な経営危機が発生したときは代表取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置し、会社が被る損害を最小限に止める体制を構築しております。

3. 当社及びグループ会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は取締役会を月1回定時に、必要に応じて随時に開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、法令で定められた決議事項のほか、経営に関する重要事項を決定又は修正し、かつ重要事項について担当取締役より状況報告を受けております。併せて、取締役会において個々の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。

また、当社は代表取締役社長を含む経営会議を定期的で開催し、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、執行役員又は各部門責任者から報告を受け、詳細な状況確認を行うと共に、経営の意思決定と業務執行の乖離を防止しております。

(2)当社は「執行役員制度」を採用し、経営の意思決定を速め、取締役の職務執行の効率化に資する体制にしております。

(3)内部監査室は、「内部監査規程」に基づき当社及びグループ会社に対して実施した監査終了後、監査結果と改善すべき事項を記した監査報告書を代表取締役社長に提出し説明を行っております。

(4)グループ会社の取締役会は、原則として月1回開催し、経営の基本方針の決定及び傘下のタムラグループ各社の重要決定事項の承認を行うと共に、取締役の職務執行を監督しております。

4. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)タムラグループの行動指針「ミッション／ビジョン／ガイドライン」に則り定めた「倫理法令遵守規程」に基づき、タムラグループのすべての取締役及び使用人に法令等の社会規範、タムラグループ各社において定めた定款及び規程類、並びに企業倫理を遵守させるべく体制を整備しております。

また、当該規程のもとに定めた「CSR・コンプライアンス組織規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするCSR経営委員会を組織して、コンプライアンスを包括したCSR推進体制を確立、浸透及び強化し、かつ内部統制システムの構築、維持及び向上を推進しております。

更に、当社及びグループ会社において、業務遂行上発生し得る違法行為等若しくはその恐れのある行為に関するタムラグループ内部からの通報又は相談先として内部通報窓口を設置し、タムラグループの取締役及び使用人の適法性を確保するために適時に対応できる体制の維持及び強化を図っております。加えて通報・相談の受付を社員が対応する「社内窓口」とは別に、当社の業務執行ラインから独立した立場の社外取締役及び監査役が対応する「独立窓口」を新設し、通報者が自由に選択できるシステムとしております。

(2)内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、コンプライアンス監査、情報システム監査、特命監査及び「内部統制基本規程」に基づく内部統制評価を行っております。

(3)取締役は、使用人による「倫理法令遵守規程」に定めた遵守事項に係る違反等に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに前述の「アラームエスカレーションルール」に則った報告を上げ、併せて遅滞なく取締役会並びに監査役会に報告しております。

(4)監査役は、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、担当取締役及びCSR推進本部に改善策の策定を求めることができるようになっております。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)タムラグループにおける業務の適正を確保するため、タムラグループ全てに適用する行動指針としての「ミッション／ビジョン／ガイドライン」を定め、更にガイドラインの内容を具体的に「タムラグループ行動規範」として示し、周知させております。

(2)タムラグループにおける業務の適正を確保するためには、タムラグループの行動指針「ミッション／ビジョン」を取り先にご理解頂くことが不可欠との考えのもと、この内容を具体的に「タムラグループ調達ガイドライン」としてまとめ、お示ししております。

(3)グループ各社の業務に関する重要な情報については、「子会社管理規程」に基づき、報告責任のある取締役が定期的又は適時に取締役会に上程し、承認を受け、あるいは報告して意見交換を行っております。

(4)当社の取締役が、必要に応じてグループ会社の取締役を兼務することにより、タムラグループの業務の適正な遂行を確保できるようにすると共に、グループ会社において、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「アラームエスカレーションルール」の適用と共に、当社の取締役会及び監査役会に対して、遅滞なく報告することになっております。

(5)グループ会社は、当社からの経営管理及び指導等の内容にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちに「アラームエスカレーションルール」の適用と共に、当社の取締役会及び監査役会に報告することになっております。

(6)当社内部監査室は、監査役と協力して、定期的にグループ会社の監査を実施しております。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役補助者を任命しなければなりません。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賞金等については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとすると共に、監査役補助者の評価は監査役会が独自に行うことになっております。

(2)監査役補助者に対する指示は監査役が行い、業務の執行に係る役職を兼務してはならないことになっております。

7. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について、「リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき、取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する体制を整備しております。

(2)監査役への報告者、内部通報者に対して不利益な扱いを行わないことを周知、徹底しております。

(3)社外監査役には主に財務、法務等企業活動に対する見識豊富な人材を登用し、監査役監査の環境充実を図ると共に、内部監査部門との連

携により適切で効果的な監査業務を遂行しております。

(4) 監査役会は、定期的に代表取締役社長と会合を持ち、監査役会の意見が経営に反映され、効果が得られるよう、忌憚のない意見交換を行っております。

(5) 監査役の職務の遂行上発生する費用は、每期予算計上すると共に、緊急臨時を問わず会社が負担しております。

#### 8. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、重要情報の網羅的収集及び適時・適切な情報開示を徹底しております。

そのために必要となる開示に係るシステムの構築、内部統制基本規程等の社内規定の整備、運用、情報と伝達、モニタリング、IT対応のシステムの整備等を行って対処しております。

#### 9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

##### (1) コンプライアンスに関する取組みの運用状況

当社は、倫理法令遵守規程やコンプライアンスに関する諸規程等の社内規程を整備し、また、コンプライアンスに係る方針・指針の立案とその評価を行う機関としてCSR経営委員会を設けて活動しております。

2016年度のコンプライアンスに関する主な取組みは下記のとおりです。

- ・潜在するコンプライアンス・リスクの顕在化とその排除
- ・長時間労働やサービス残業を防止する労務管理の在り方、内部通報制度に関する正しい理解、営業機密保持等をテーマとした研修の実施
- ・コンプライアンス推進活動のCSR推進活動への統合に伴い、国内グループの全社員を対象に新体制及び通報制度等の説明会を実施
- ・グループ各社のコンプライアンスを含めたCSR活動の状況を整理し、弱点を改善するためのセルフチェックを実施

##### (2) リスク管理に関する取組みの運用状況

当社は、リスク管理規程や内部通報規程、情報管理規程等の社内規程を整備し、また、リスクマネジメントの対応施策を監督する機関として前述のCSR経営委員会を設けて活動しております。

2016年度のリスクマネジメントに関する主な取組みは下記のとおりです。

- ・緊急事象発生を想定した当社及び国内子会社の初動訓練の実施
- ・従来の内部通報社内窓口を倫理法令相談窓口と改称すると共に、業務執行ラインから独立した内部通報社外窓口を新設

##### (3) 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの運用状況

当社は、当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則、職務権限規程等で取締役会の判断決議する事項と執行役員への委任事項を定めています。2016年度は取締役会を19回、セグメントごとに執行役員が中心となる経営会議を10回開催いたしました。

2016年度の職務の執行の効率性の確保に関する主な取組みは下記のとおりです。

- ・中期経営計画達成に向けた重要経営課題に関する経営会議を通じた進捗確認
- ・取締役会における中期経営計画(2016年度～2018年度)初年度振り返りの実施

##### (4) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの運用状況

当社は、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう、子会社管理規程、職務権限規程等で各子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法を定めています。また、業務活動の適正性を監査するため、内部監査部門として社長直轄の総合監査本部を設置しており、年間の監査計画に基づいて当社グループの業務執行の適正性、妥当性、効率性について監査し、評価と提言を行っております。

2016年度の職務の執行の効率性の確保に関する主な取組みは下記のとおりです。

- ・子会社管理規程で定めた各子会社から当社へ報告すべき事項の確認
- ・経営会議で主要子会社の経営状況の報告の確認
- ・総合監査本部による当社部門及び子会社の内部監査の実施
- ・内部監査結果の取締役会及び代表取締役社長への報告

##### (5) 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの運用状況

当社は、監査役制度の実効性が維持向上されるよう監査役会規則、監査役監査基準等を整備し、維持しています。

2016年度の監査役の主な取組みは下記のとおりです。

- ・経営会議、CSR経営委員会等重要な会議への出席及び事業部門、国内外の子会社などへの往査
- ・内部通報制度の運用、通報情報について担当部門から監査役への適宜の報告
- ・代表取締役との定期意見交換会及び社外取締役と監査役会との定期会合の開催
- ・内部監査部門との連携を密にした監査の実効性と効率性の向上

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

タムラグループの取締役及び使用人は、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもってはならないことになっております。

タムラグループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした対応をとるべく、「タムラグループ行動規範」に具体的かつ明確にその旨を宣明し、グループ全体で周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

1. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）  
 当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、会社を支配する者の在り方は、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等からみて当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものや、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれのあるものなどもあります。このような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えており、また、このような不適切な買付行為が行われる場合に備え、事前情報に関する一定のルールを設定する必要があると考えております。

2. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

優秀な製品を通して社会に貢献すること。当社が掲げる理念は、大正13年の創業から、よりグローバルなフィールドで事業展開している今日まで変わることはありません。その一貫した理念のもと、当社は「オンリーワン・カンパニーの実現」をコーポレートスローガンに掲げ、「ミッション・ビジョン・ガイドライン」より構成される「タムラ・グループミッション・ステートメント」を制定しております。

また、当社は、この経営理念に基づき、中期経営計画を策定し、コーポレート・ガバナンスを充実強化することにより、企業価値の向上に向けて取り組みを進めております。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切なものに支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社の発行済株式総数の20%を超えるような株式の買付又は公開買付行為に関するルールを平成18年6月に「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」として定めており、平成26年6月26日及び平成29年6月28日開催の各定時株主総会にて、それぞれ内容を一部改定の上更新のご承認をいただいております（平成29年6月28日開催の定時株主総会でご承認いただいた対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の概要は次のとおりであります。

- (1) 事前に買付者等が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること
  - (2) 当社取締役会により当該大規模買付行為の一定の評価を行い、また代替案を提示するために必要な期間が経過した後、又は対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を確認する総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の開催が必要と判断される場合には株主意思確認総会の決議に基づき当社取締役会が対抗措置の発動若しくは不発動の決議をした後のみ大規模買付行為を開始すること
  - (3) 当社取締役会は、当該大規模買付行為を評価・検討し、当社取締役会としての見解を開示すること
  - (4) 当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断について、その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置すること
  - (5) 特別委員会は、対抗措置の発動の是非や株主意思確認総会の開催の要否等について、特別委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告・助言（以下「勧告等」といいます。）を行うこと
  - (6) 当社取締役会は、対抗措置の発動の是非等に関しては、特別委員会の勧告等を最大限尊重しつつ、最終的な決定を行うこと
- なお、詳細は当社ホームページ(<http://www.tamura-ss.co.jp>)をご参照願います。

4. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の【原則1-5 いわゆる買収防衛策】の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために特定株式保有者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告等を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については、株主の皆様情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、有効期限を明確に定めており、その導入・継続の可否について株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。また、特別委員会が大規模買付行為に対する対抗措置を発動する条件として株主意思確認総会を開催することが相当であると勧告する場合があります。取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重することとなっておりますので、対抗措置の発動の是非等について株主の皆様のご意向を直接確認する仕組みを採用しております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役会の構成員につき期差任期制を採用していないため、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

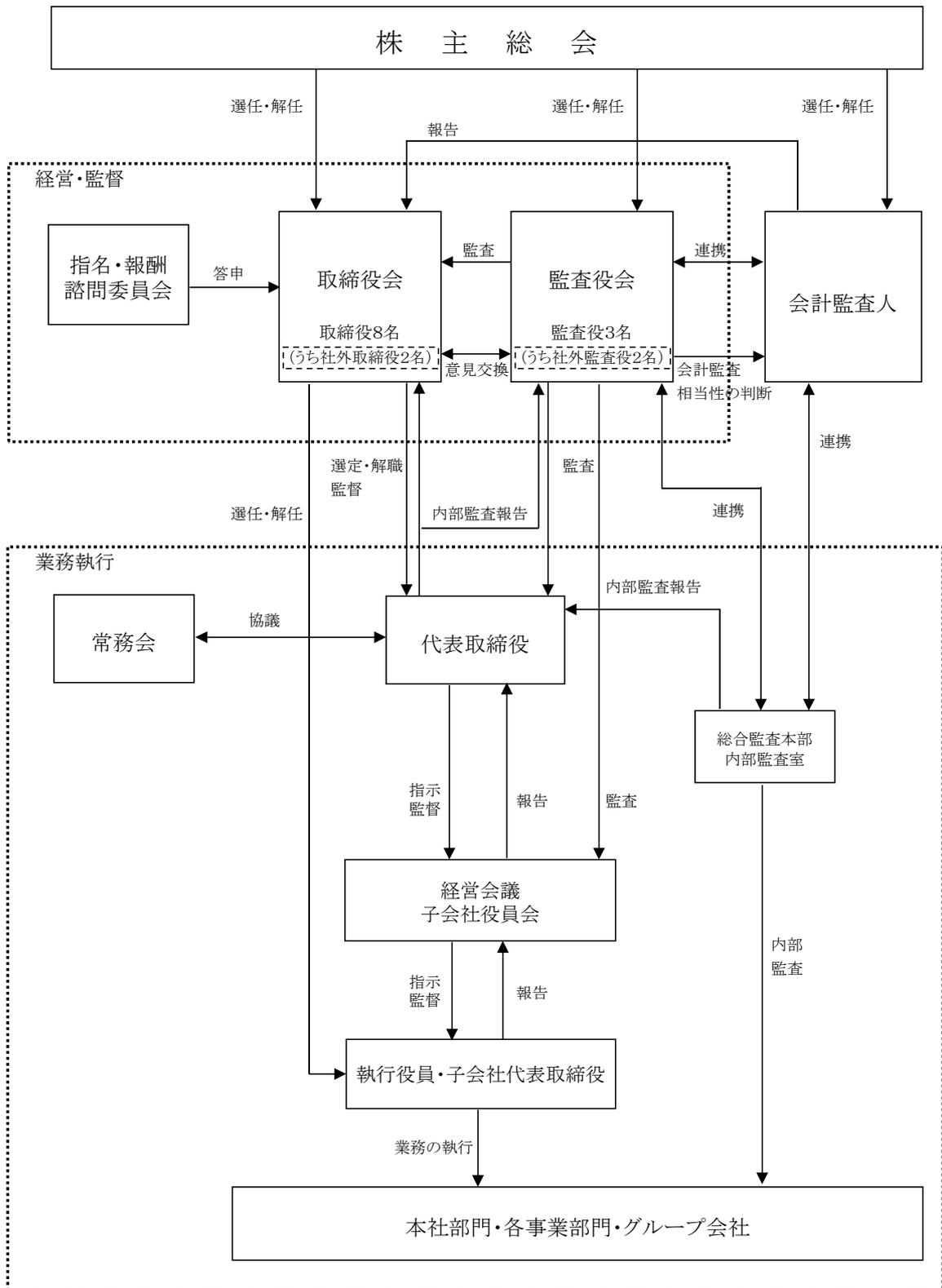
当社および当社グループ各社は、投資者が適切な投資判断を行う上で必要な会社情報を迅速、正確かつ公平に提供することにより、流通市場において公正な価格形成を確保し、健全な発展を図ることが重要であることを認識しております。

当社では、取締役会・監査役会・経営会議・常務会等を通じて当社及び当社グループ各社における重要な決定事実及び発生事実を決定又は報告する体制を整えております。緊急に判断を要する事項については定例会議等を待たずに臨時取締役会等の重要会議を開催して意思決定を行い、突発的な発生事実に関しては迅速に経営トップに情報が伝わるよう情報ルートを構築しております。さらに経営管理本部長が会社情報取扱責任者であり、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を把握・管理し、適時・適切に情報開示の必要性を常に検証し、会社情報管理を執行しております。

また当社が上場する東京証券取引所を通じて公開した情報は、一般個人株主等の利便性を考慮して速やかに当社ホームページにても公開しております。

一方、内部者取引(インサイダー取引)問題に関しては、公正な価格形成の確保と内部者取引の未然防止を図る観点からインサイダー取引に関する社内規則を制定し、情報管理を徹底しております。

【参考資料: 模式図】



【適時開示体制の概要(模式図)】

